

議案第91号

つくば市豊里ゆかりの森条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年9月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市豊里ゆかりの森条例の一部を改正する条例

つくば市豊里ゆかりの森条例（昭和62年つくば市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表大人の項中「210円」を「220円」に、「160円」を「170円」に改め、同表小人の項中「100円」を「110円」に改める。

別表の2の表シングルの項中「4,420円」を「4,400円」に改め、同表ツインの部2人1泊につきの項中「7,710円」を「7,700円」に改め、同部1人1泊につきの項中「4,420円」を「4,400円」に改め、同表備考中「小学校」を「中学校」に改め、同表備考を同表備考1とし、同表備考に次のように加える。

- 2 小学校に就学するまでの者が利用する場合は、添い寝のときに限り無料とし、1人でベッドを使用するときは、中学校を卒業するまでの者と同額とする。

別表の3の表区分の部中「午前8時」を「午前8時30分」に改め、同表全施設の部市民の項中「3,290円」を「3,300円」に、「7,500円」を「7,700円」に改め、同

部市民以外の項中「6,480円」を「6,600円」に、「16,250円」を「16,500円」に改め、同表和室の部市民の項中「1,040円」を「1,100円」に、「2,720円」を「2,750円」に改め、同部市民以外の項中「5,450円」を「5,500円」に改め、同表ホールの部市民の項中「1,040円」を「1,100円」に、「2,720円」を「2,750円」に改め、同部市民以外の項中「5,450円」を「5,500円」に改め、同表調理室の部市民の項中「1,570円」を「1,650円」に、「4,420円」を「4,400円」に改め、同部市民以外の項中「3,290円」を「3,300円」に、「8,740円」を「8,800円」に改め、同表備考1中「通勤」を「通勤し、」に改める。

別表の4の表キャビンの項中「4,420円」を「4,400円」に改め、同表サービス施設の項中「210円」を「220円」に改め、同表テントの項中「310円」を「330円」に改め、同表バーベキュー施設の部中「210円」を「220円」に改め、同表調理用貸出備品の項中「200円」を「220円」に改め、同表備考に次のように加える。

- 3 小学校に就学するまでの者がサービス施設又はバーベキュー施設を使用する場合の当該施設の使用料は、無料とする。

別表の5の表木工棟の部会議室として使用する場合の款半日につきの項中「1,040円」を「1,100円」に改め、同款1日につきの項中「4,420円」を「4,400円」に改め、同部附帯設備を使用する場合の項中「520円」を「550円」に、「1,040円」を「1,100円」に改め、同表伝承棟の部会議室として使用する場合（1部屋につき）の款半日につきの項中「1,040円」を「1,100円」に改め、同款1日につきの項中「4,420円」を「4,400円」に改め、同部附帯設備を使用する場合の項中「520円」を「550円」に、「1,040円」を「1,100円」に改め、同表展示棟の部会議室として使用する場合の款半日につきの項中「1,040円」を「1,100円」に改め、同款1日につきの項及び同部展示する場合の項中「4,420円」を「4,400円」に改め、同表大型木工機械の項中「520円」を「550円」に、「840円」を「880円」に改め、同表木工ロクロの項中「2,090円」を「2,200円」に改め、同表陶芸用窯の部素焼の項中「210円」を「220円」に、「420円」を「440円」に改め、同部本焼の項中「310円」を「330円」

に、「630円」を「660円」に改める。

別表の 6 の表 1 面につきの部中「520円」を「550円」に、「210円」を「220円」に改める。

別表の 7 の表区分の部中「午前 8 時」を「午前 8 時30分」に改め、同表管理棟ホールの部市民の項中「1,040円」を「1,100円」に、「2,720円」を「2,750円」に改め、同部市民以外の項中「5,450円」を「5,500円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前のつくば市豊里ゆかりの森条例の規定により既に行為、使用又は占用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

つくば市豊里ゆかりの森条例（昭和62年つくば市条例第41号）新旧対照表

改正後			改正前		
本則・附則（略）			本則・附則（略）		
別表（第10条関係）			別表（第10条関係）		
1 昆虫館			1 昆虫館		
区分	入館料（1人1回につき）		区分	入館料（1人1回につき）	
	個人	団体（10人以上）		個人	団体（10人以上）
大人	220円	170円	大人	210円	160円
小人	110円	80円	小人	100円	80円
備考（略）			備考（略）		
2 宿舍あかまつ			2 宿舍あかまつ		
部屋区分	単位	使用料	部屋区分	単位	使用料
シングル	1人1泊につき	4,400円	シングル	1人1泊につき	4,420円
ツイン	2人1泊につき	7,700円	ツイン	2人1泊につき	7,710円
	1人1泊につき	4,400円		1人1泊につき	4,420円
備考			備考		
1 <u>中学校</u> を卒業するまでの者が利用する場合は、この表に規定する使用料の額から1人につき500円を減じた額とする。			1 <u>小学校</u> を卒業するまでの者が利用する場合は、この表に規定する使用料の額から1人につき500円を減じた額とする。		
2 <u>小学校に就学するまでの者が利用する場合は、添い寝のときに限り無料とし、1人でベッドを使用するときは、中学校を卒業するまでの者と同額とする。</u>					
3 農業構造改善センター			3 農業構造改善センター		

区分		使用料			
		午前8時30分 から正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前8時30分 から午後10時 まで
全施設	市民	3,300円	3,300円	3,300円	7,700円
	市民以外	6,600円	6,600円	6,600円	16,500円
和室	市民	1,100円	1,100円	1,100円	2,750円
	市民以外	2,200円	2,200円	2,200円	5,500円
ホール	市民	1,100円	1,100円	1,100円	2,750円
	市民以外	2,200円	2,200円	2,200円	5,500円
調理室	市民	1,650円	1,650円	1,650円	4,400円
	市民以外	3,300円	3,300円	3,300円	8,800円

備考

1 「市民」とは、つくば市に住所を有する者をいい、つくば市に通勤し、又は通学する者を含む。以下同じ。

2 (略)

4 キャンプ場

区分	単位	使用料	
		市民	市民以外
キャビン	1棟1泊につき	2,200円	4,400円
サービス施設	1人1泊につき	220円	
テント	1張り1泊につき	330円	
バーベキュー施設	1人1回につき	午前10時から午後3時まで	220円
		午後4時から午後9時まで	220円
調理用貸出備品	各1点1日につき	220円	

区分		使用料			
		午前8時 から正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前8時 から午後10時 まで
全施設	市民	3,290円	3,290円	3,290円	7,500円
	市民以外	6,480円	6,480円	6,480円	16,250円
和室	市民	1,040円	1,040円	1,040円	2,720円
	市民以外	2,200円	2,200円	2,200円	5,450円
ホール	市民	1,040円	1,040円	1,040円	2,720円
	市民以外	2,200円	2,200円	2,200円	5,450円
調理室	市民	1,570円	1,570円	1,570円	4,420円
	市民以外	3,290円	3,290円	3,290円	8,740円

備考

1 「市民」とは、つくば市に住所を有する者をいい、つくば市に通勤又は通学する者を含む。以下同じ。

2 (略)

4 キャンプ場

区分	単位	使用料	
		市民	市民以外
キャビン	1棟1泊につき	2,200円	4,420円
サービス施設	1人1泊につき	210円	
テント	1張り1泊につき	310円	
バーベキュー施設	1人1回につき	午前10時から午後3時まで	210円
		午後4時から午後9時まで	210円
調理用貸出備品	各1点1日につき	200円	

備考

1・2 (略)

3 小学校に就学するまでの者がサービス施設又はバーベキュー施設を使用する場合の当該施設の使用料は、無料とする。

5 工芸館

区分		単位	使用料	
			市民	市民以外
木工棟	会議室として使用する 場合	半日につき	<u>1,100円</u>	2,200円
		1日につき	2,200円	<u>4,400円</u>
	附帯設備を使用する 場合	1人1日につき	<u>550円</u>	<u>1,100円</u>
伝承棟	会議室として使用する 場合（1部屋につ き）	半日につき	<u>1,100円</u>	2,200円
		1日につき	2,200円	<u>4,400円</u>
	附帯設備を使用する 場合	1人1日につき	<u>550円</u>	<u>1,100円</u>
展示棟	会議室として使用する 場合	半日につき	<u>1,100円</u>	2,200円
		1日につき	2,200円	<u>4,400円</u>
	展示する場合	1日につき	2,200円	<u>4,400円</u>
大型木工機械		1台1日につき	<u>550円</u>	<u>880円</u>
木工ロクロ		1台1日につき	<u>2,200円</u>	<u>2,200円</u>
陶芸用窯	素焼	1人1日につき	<u>220円</u>	<u>440円</u>
	本焼	1人1日につき	<u>330円</u>	<u>660円</u>

備考 (略)

6 テニスコート

備考

1・2 (略)

5 工芸館

区分		単位	使用料	
			市民	市民以外
木工棟	会議室として使用する 場合	半日につき	<u>1,040円</u>	2,200円
		1日につき	2,200円	<u>4,420円</u>
	附帯設備を使用する 場合	1人1日につき	<u>520円</u>	<u>1,040円</u>
伝承棟	会議室として使用する 場合（1部屋につ き）	半日につき	<u>1,040円</u>	2,200円
		1日につき	2,200円	<u>4,420円</u>
	附帯設備を使用する 場合	1人1日につき	<u>520円</u>	<u>1,040円</u>
展示棟	会議室として使用する 場合	半日につき	<u>1,040円</u>	2,200円
		1日につき	2,200円	<u>4,420円</u>
	展示する場合	1日につき	2,200円	<u>4,420円</u>
大型木工機械		1台1日につき	<u>520円</u>	<u>840円</u>
木工ロクロ		1台1日につき	<u>2,090円</u>	<u>2,090円</u>
陶芸用窯	素焼	1人1日につき	<u>210円</u>	<u>420円</u>
	本焼	1人1日につき	<u>310円</u>	<u>630円</u>

備考 (略)

6 テニスコート

単位	使用料					
1面につき	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	1時間ごとに
	550円	550円	550円	550円	550円	220円

備考 (略)

7 管理棟

区分		使用料			
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前8時30分から午後10時まで
管理棟ホール	市民	1,100円	1,100円	1,100円	2,750円
	市民以外	2,200円	2,200円	2,200円	5,500円

備考 (略)

単位	使用料					
1面につき	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	1時間ごとに
	520円	520円	520円	520円	520円	210円

備考 (略)

7 管理棟

区分		使用料			
		午前8時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前8時から午後10時まで
管理棟ホール	市民	1,040円	1,040円	1,040円	2,720円
	市民以外	2,200円	2,200円	2,200円	5,450円

備考 (略)